



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

677 次期ポータルシステム賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(情報政策課)..... 1
678 特別保護地区の指定予定の通知	(環境生活総務課)..... 3
679 公聴会の開催	(")..... 4
680 生活保護法による介護機関の指定	(福祉保健総務課)..... 5
681 大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課)..... 5
682 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	(")..... 6
683 換地計画の決定	(農業農村整備課)..... 7
684 保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 7
685 道路の区域変更	(道路保全課)..... 7
686 道路の供用開始	(")..... 8
687 道路の区域変更	(")..... 8
688 道路の供用開始	(")..... 9
689 道路の区域変更	(")..... 9
690 道路の供用開始	(")..... 9
691 和歌山県和歌山マリーナの区域等	(港湾空港課)..... 9

○ 教育委員会告示

4 公印の改刻 10
---------	----------

○ 監査委員告示

1 包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議 11
---------------------------------	----------

○ 公告

入札公告	(情報政策課)..... 11
------	-----------------

○ 監査公表

監査公表第15号 14
----------	----------

告 示

和歌山県告示677号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次期ポータルシステム賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

次期ポータルシステム賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から平成31年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 過去5か年の間に地方公共団体又は国（公団等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらを誠実に履行した者であること。

(3) 4に掲げる入札参加資格審査及び入札説明会に参加する者であること。

(4) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

シ 作業実施計画書

ス コンソーシアムにあつては、コンソーシアム協定書の写し

(2) 前項各号に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「（大分類）6情報処理（小分類）1システム分析・開発」、「（大分類）6情報処理（小分類）2システム運用・保守」及び「（大分類）6情報処理（小分類）5ハードウェア保守」に記載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからサまでの書類の提出に代えることができる。

(4) (1) のアからオまで及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成26年5月27日（火）から同年6月19日（木）までの和歌山県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札参加資格審査及び入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年6月17日（火）午後5時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 入札参加資格審査及び入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館5階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

(2) 日時

平成26年6月9日（月）午後2時から

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成26年6月10日（火）から同月19日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格審査申請書類は、持参又は郵送によるものとし、郵送にあつては午後5時30分までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

6 資格審査書類の配布場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館4階
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2404
ファクシミリ番号 073-428-1136
電子メールアドレス e020400f@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査申請書類に使用する言語

資格申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成26年6月26日（木）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあつては、その代表者に対して通知するものとする。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成26年6月30日（月）午後5時30分までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、平成26年7月4日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第678号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定による特別保護地区の指定を予定しているため、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 特別保護地区の名称

万燈鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

岩出市北大池地内の広域農道と林道土仏線との交差点を起点として、広域農道に沿って東進し桜池余

水吐に至り、同所から岩出市と紀の川市との境界を東南に進み万燈山頂の旧昭和の森の「海に見える展望台」に至り、同所から旧昭和の森内の遊歩道を西に200メートル進み、東に折れる遊歩道を70メートル進み、同所から東側の尾根を南下し岩出市第二配水池東側の山頂に至り、同所から近畿大学敷地と岩出市第二配水池との境界に沿って西進し、西側の尾根を北進し上ノ池上流地点に至り、同所から「太陽とスポーツの広場」用地終点地点から旧昭和の森「冥福の森」に至る尾根に沿って「冥福の森」に至り、同所から新池上流の上ノ池の堤を西進し植物公園緑化センターと新池及び籠池との境界を西進し市道根来北大池線に至り、同市道を北進し起点に至る線に囲まれた区域

3 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日までの10年間

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、大阪府と和歌山県の府県境に位置する和泉山脈の南端に位置し、万燈山から旧昭和の森にかけての二次林は、広葉樹林を主体とした里山として良好な自然環境が維持されている。このような自然環境を反映してクロツグミ、キビタキなどを始め多様な鳥獣が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域と認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

自然環境の保全及び利用者による鳥獣の生息への影響を防止するため、県、岩出市及び鳥獣保護員等の関係機関との連携を図り、定期的に巡回を実施し、その対応に当たる。

また、環境教育・学習の場としても積極的に活用を図る。

5 縦覧場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び那賀振興局健康福祉部衛生環境課

6 縦覧期間 平成26年5月30日から同年6月13日まで

当該区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、和歌山県知事に指針案について意見書を提出することができる。

和歌山県告示第679号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項の規定において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年和歌山県規則第84号）第11条の規定に基づき告示する。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 日時 平成26年6月20日（金）午後1時30分から

2 場所 岩出市高塚209

那賀振興局総合庁舎 2階 中会議室

3 案件 万燈鳥獣保護区特別保護地区（岩出市）の再指定について

(1) 区域

岩出市北大池地内の広域農道と林道土仏線との交差点を起点として、広域農道に沿って東進し桜池余水吐に至り、同所から岩出市と紀の川市との境界を東南に進み万燈山頂の旧昭和の森の「海に見える展望台」に至り、同所から旧昭和の森内の遊歩道を西に200メートル進み、東に折れる遊歩道を70メートル進み、同所から東側の尾根を南下し岩出市第二配水池東側の山頂に至り、同所から近畿大学敷

地と岩出市第二配水池との境界に沿って西進し、西側の尾根を北進し上ノ池上流地点に至り、同所から「太陽とスポーツの広場」用地終点地点から旧昭和の森「冥福の森」に至る尾根に沿って「冥福の森」に至り、同所から新池上流の上ノ池の堤を西進し植物公園緑化センターと新池及び竈池との境界を西進し市道根来北大池線に至り、同市道を北進し起点に至る線に囲まれた区域

(2) 総面積 20ヘクタール

(3) 存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日までの10年間

4 公聴会に関する問合せ先

和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室（TEL 073-441-2779）

那賀振興局健康福祉部衛生環境課（TEL 0736-61-0048）

和歌山県告示第680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人昭仁会双苑	有田郡有田川町奥22番地1	特別養護老人ホームハートケア万笑ショートステイサービスセンター	有田郡有田川町奥1026番地1	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成26.4.21
社会福祉法人昭仁会双苑	有田郡有田川町奥22番地1	特別養護老人ホームハートケア万笑	有田郡有田川町奥1026番地1	地域密着型介護老人福祉施設	平成26.4.21
株式会社城之内デイサービス	橋本市野236-2	城之内ケアプランセンター	橋本市野236-2	居宅介護支援事業	平成26.5.1
株式会社なのはな	和歌山市坂田128-9	訪問看護ステーションなのはな	橋本市城山台2丁目2-12	訪問看護・介護予防訪問看護	平成26.5.1
医療法人平成会	日高郡美浜町田井31番地の1	訪問看護ステーションひまわり	日高郡美浜町田井31番地の1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成26.4.30

和歌山県告示第681号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ツルハドラッグ和歌山木ノ本店

和歌山県和歌山市木ノ本261番地の8 外

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社紀洋

代表取締役 須磨徳裕

和歌山市松江東四丁目2番45号

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ツルハ

代表取締役 鶴羽樹

北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成27年1月16日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,299㎡

- 6 駐車場の収容台数

45台

- 7 駐輪場の収容台数

38台

- 8 荷さばき施設の面積

48㎡

- 9 廃棄物等の保管施設の容量

6.7㎡

- 10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時50分

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日

平成26年5月15日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成26年5月27日から同年9月29日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第682号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成26年5月27日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 岩出ファッションモール
和歌山県岩出市中迫字塚本134番1 外5筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成26年和歌山県告示第17号
- 3 意見の概要
特になし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課(岩出市高塚209)
岩出市事業部農林経済課(岩出市西野209番地)
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成26年5月27日から同年6月27日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第683号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営中山間総合整備事業北山地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成26年5月28日から同年6月24日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局地域振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地課

和歌山県告示第684号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市新庄町字成川588の5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 送電変電設備用地とするため

和歌山県告示第685号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市中辺路町小松原字下皆816番地先から同市中辺路町小松原字下皆821番7地先まで	旧	6.30 } 14.40	205.60	
同上	新	8.20 } 30.00	203.60	

和歌山県告示第686号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 田辺市中辺路町小松原字下皆816番地先から同市中辺路町小松原字下皆821番7地先まで

供用開始の期日 平成26年5月27日

和歌山県告示第687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町小西字棚原166番2地先から同町小西字棚原185番1地先まで	旧	6.64 } 11.90	357.62	
海草郡紀美野町小西字朝日309番2地先から同町小西字棚原185番1地先まで	新	11.36 } 22.24	348.97	

和歌山県告示第688号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町小西字朝日309番2地先から同町小西字栩原185番1地先まで

供用開始の期日 平成26年5月27日

和歌山県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 日置川大塔線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町日置字谷ヶ地2番1地先から同町大古字上ノ瀬田449番1地先まで	旧	7.70 } 13.80	562.30	
同上	新	8.10 } 14.30	562.30	

和歌山県告示第690号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 田辺印南線

供用開始の区間 田辺市上芳養字長谷876番2地先から同市上芳養字田組799番3地先まで

供用開始の期日 平成26年5月27日

和歌山県告示第691号

和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）第2条第2項の規定に基づき、和歌山県和歌山マリーナの区域及び面積を次のように定め、平成26年5月28日から施行する。

なお、平成10年和歌山県告示第713号（和歌山県和歌山マリーナの区域等）は、平成26年5月27日限り廃止する。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域 和歌山市毛見字馬瀬1513番地の一部、1514番地、1530番地の一部及びその地先水面 別添図面のとおりのとおり

2 面積 113,887㎡

（別添図面は省略し、その図面を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課に備え置いて縦覧に供する。）



教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第4号

次のとおり公印を改刻し、平成26年6月1日からその使用を開始する。

平成26年5月27日

和歌山県教育委員会委員長 山本 哲

公印の種類	寸法 (方ミリメートル)	使用区分	保管責任者	印影
和歌山県教育委員会印（大型）	50	表彰状・免許状用	総務課長	
和歌山県教育委員会印（通常）	27	一般公文書用	総務課長	
和歌山県教育委員会委員長印	27	一般公文書用	総務課長	
和歌山県教育委員会教育長印	27	一般公文書用	総務課長	

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人大川幸一の監査の事務を補助させることができる旨の協議が調ったので、次のとおり告示する。

平成26年5月27日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 岸 本 健
 和歌山県監査委員 森 礼 子

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
酒井清	兵庫県川西市美山台1丁目1番地の44	平成26年5月19日から 平成27年3月31日まで
辻井芳樹	大阪府堺市中区深井中町488番地18	平成26年5月19日から 平成27年3月31日まで
福原顕憲	大阪府枚方市津田南町1丁目30番6号	平成26年5月19日から 平成27年3月31日まで
井谷裕介	大阪府大阪市旭区高殿4丁目7番12-308号	平成26年5月19日から 平成27年3月31日まで
長谷川くニコ	大阪府大阪市北区本庄西2丁目22番16-504号	平成26年5月19日から 平成27年3月31日まで
柳川英紀	大阪府門真市三ツ島2丁目20番52号	平成26年5月19日から 平成27年3月31日まで
成山哲平	滋賀県大津市青山一丁目5番1号	平成26年5月19日から 平成27年3月31日まで
松本好史	兵庫県神戸市東灘区鴨子ケ原3丁目1番5号	平成26年5月19日から 平成27年3月31日まで

公 告

入 札 公 告

次期ポータルシステム賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成26年5月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成26年度から平成31年度まで
- (2) 調達業務の名称
次期ポータルシステム賃貸借
- (3) 調達業務の内容
システム設計・開発、システム運用保守及び機器のリース
- (4) 業務を調達する部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(5) 業務の期間

契約締結日から平成31年9月30日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成26年和歌山県告示第677号で定めた次期ポータルシステム賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

(2) 期間

平成26年5月27日（火）から同年7月4日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) （1）及び（2）の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札参加資格審査及び入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成26年6月17日（火）午後5時30分までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札参加資格審査及び入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

(2) 日時

平成26年6月9日（月）午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

イ 入札日時

平成26年7月7日（月）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格が

あることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成26年7月7日（月）午前9時30分までに和歌山県企画部企画政策局情報政策課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から受任を受けた者が契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、

落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2404

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e020400f@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

System design / development, System operation / maintenance, leasing of equipments

(2) Date and time for tender:

11:00 am 7 July 2014 (Deadline for bids submitted by mail:9:30 am 7 July 2014)

(3) Contact point for the notice:

Information and Communication Policy Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubara-dori, Wakayama-shi, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2404

FAX 073-428-1136

e-mail e020400f@pref.wakayama.lg.jp

監 査 公 表

和歌山県監査公表第15号

平成26年1月31日付け監査報告第15号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月27日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 岸 本 健
和歌山県監査委員 森 礼 子

1 東牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 平成25年12月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令すべきところを外出承認で行った出張があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 物品調達によりガソリンを購入する場合、物品調達台帳によって発注を行うことになるが、決裁されておらず、納品書の受領漏れもあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 長期継続契約により複合機の借入れを行っているが、入札が必要であったにもかかわらず簡易公開調達制度により実施していた。また、平成17年4月1日付け財第6号財政課長及び出第4号出納室長通知に基づく予算の減額又は削除による解除条項等が定められていなかった。さらに、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利率3.0%を誤って8.25%としていたので、併せて適正に処理されたい。</p> <p>(4) 郵便切手類使用簿（レターパック）において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 消耗品に係る支出票に、履行確認を複数人で行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 自家用車を使用し、在勤公署である当振興局発着で串本町内の用務地へ出張するもので、用務地までの路程が半径2kmを超えているため、旅行命令すべきところを外出承認で行っていたものである。 今後、全職員に対し旅行命令及び外出承認等の旅費制度について再度周知徹底を行い、適正な処理に努めていく。</p> <p>(2) 物品調達台帳の取扱いについては、課長決裁すべきところを行っていなかったものである。 また、レギュラーガソリンの納品書については、添付漏れを担当職員が見落としとしていたことによるものである。 当該事項については、所属で確認できなかったため既に業者に発行を依頼し、受領した。 今後、物品調達台帳の決裁漏れのないよう徹底するとともに、納品書についても十分確認するなど取扱いについて徹底を行い、適正な処理に努めていく。</p> <p>(3) 複合機借入れの長期継続契約に当たり、予定賃借料を契約期間中の総額で見積もるべきところを単年度分で見積もったため、簡易公開調達制度での実施が可能であると誤認して実施したものであり、今後、適正な処理に努めていく。 また、予算の減額又は削除による解除条項等が定められていなかった点及び遅延利率3.0%を8.25%と誤っていた点については、契約書への記載漏れ及び利率の記載誤りによるものであり、契約の該当条項を適切なものに改めるため、変更契約の手続を行った。</p> <p>(4) 郵便切手類使用簿におけるレターパックの取扱いについては、担当課では従前より複数人による現物確認を行っていたところであるが、検印欄には1名のみの押印を行っていたものである。監査での注意を受けて、12月以降は同規定の遵守を職員に周知徹底し、複数職員による検印を実施するなど、適正に処理を行っている。</p> <p>(5) 消耗品の納品検査に際して、複数人での履行確認が必要であるところ、一人で行ったものである。 今後、消耗品の納品検査について複数人で行うように職員に周知徹底を行い、適正な処理に努めていく。</p>

2 東牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成25年12月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約796万円となっており、前年度末に比し約81万円増加している。 今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。 また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、不正受給の防止のため、新規の場合は保護開始時に、継続の場合は毎年度最初の訪問時に「保護のしおり」を配布し、権利と義務、取り分け生活状況の報告、収入の申告義務について周知徹底を図っている。 また、毎年課税状況調査や年金調査を実施し、適正に収入申告がなされているかを把握している。不正受給の防止の基本は、訪問活動にあると考えており、今後とも計画的かつ定期的な訪問活動を実施</p>

(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約389万円となっており、前年度末に比し約27万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

し、生活状況の確認、把握に努めていく。

返還金については、管内での現受給者については保護費の支給との関係性があり、指導も行いやすく未収金は少ない状況である。過年度の未返還者については、死亡した者、居所不明の者、県外への転出、生活保護から脱却したが生活基盤脆弱で境界層にある者等々様々なケースがあり償還指導についても困難な状況であるが、公平性の観点からも、今後とも粘り強く償還指導を行っていく。

また、死亡した者で相続放棄がなされている場合等個々のケースに応じて、本庁との間で不納欠損処理の協議を行っていきたいと考えている。

(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、対象者の生活は大変厳しく、経済的に弱い立場の方が多いため、完納及び納付は困難な状況である。新規貸付時の面接調査には本人と連帯借主や連帯保証人に同席を求め、資金の用途や償還能力を十分把握するとともに、本貸付の目的や意義等について説明を行い、償還義務の意識付けを徹底している。

また、貸付終了時には生活状況の聞き取りと償還の説明をしており、償還開始後、償還が滞れば訪問や電話により、生活状況を把握しながら償還指導を実施し、新規滞納者の発生防止に努めている。困難ケースについては、滞納者の現況調査を行い部内で検討会を実施の上2名体制で訪問指導するとともに、連帯借主や連帯保証人に対しても協力要請を行っている。

今後とも、新規未償還ケースの発生防止と未償還金の回収に努めていく。

3 東牟婁振興局健康福祉部申本支所

監査実施年月日 平成25年12月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約657万円となっており、前年度末に比し約96万円増加している。</p> <p>新規未収金の発生防止に努めるとともに、早期の納付指導等による適切な債権管理に努められたい。</p> <p>また、督促状が、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第34条第1項に定める期限内に発送されていないものがあったので注意した。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約60万円となっており、前年度末に比し約46万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導を図るとともに、未納者の現状を把握し適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 旅行命令簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 日当調整の誤りがあった。</p> <p>イ 用務開始時刻に用務地に到着できない旅行命令があった。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 督促状については和歌山県財務規則第34条第1項に定める期限内に発付するように直ちに改めた。未納者の大部分が現在も生活保護受給中であるが、分割納付等により粘り強く返還指導を行うなど、債権管理の一層の徹底を図っている。</p> <p>また、被保護世帯の収入状況の早期把握が不正受給や返還金未収金発生防止につながることから、被保護者全員を対象にした課税調査の早期実施や随時の預貯金調査を行い、より一層民生委員や役場担当課など関係機関との連携を密にし保護の適切な実施に努めている。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、電話及び文書による催告に加えて自宅等を訪問して償還指導を行い未償還金の債権管理に努めている。</p> <p>さらに、未納者の生活実態の把握に努め必要に応じて分割償還の方法をとるなど未償還金の回収に努めている。</p> <p>また、新規の未償還金の発生を防止するため貸付時において償還指導の徹底を図った。</p> <p>(3) 指摘のあった事例について、関係規定に基づき適正に処理を行った。</p> <p>また、職場研修にて職員全員に周知を行った。</p> <p>今後はこのようなことがないように適正な事務管理に努めていく。</p>

(4) 物品調達台帳(ガソリン)において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
 ア 決裁がなされていないものが散見された。
 イ 受領者印の漏れがあった。

(4) 直ちに、事務手続を行った。今後このようなことがないように適正な事務管理に努めていく。

4 東牟婁振興局串本建設部

監査実施年月日 平成25年12月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料(公営住宅)については、平成24年度末で約85万円が収入未済となっており、前年度に比し約16万円増加している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 旅行命令簿で、用務地の記載誤りにより旅費が誤って支給されているので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 自動車使用台帳の記載によると、勤務時間前に公用車を利用して現場立会いのため外出しているが、外出承認がなされず、超過勤務命令も行われていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 工事請負契約解除に伴う違約金の延納利息については、平成24年度末で約17万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 公営住宅の未収金については、各戸訪問、電話、文書による督促及び連帯保証人への督促も併せて行い、縮減に努めている。 また、未収額増加の主な原因となった高額滞納者については法的措置を実施し、平成25年7月の退去後は分納が履行されている。</p> <p>(2) 過払いとなった旅費額660円については、平成25年12月18日に返還済である。</p> <p>(3) 外出承認及び超過勤務命令の適正な処理について、各職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 当該納入義務者は、清算が完了するまで存続する清算株式会社であり、法人としては存続しているが実質的には廃業状態にあるため回収が不可能と判断し、技術調査課と協議の上徴収停止の処理を行った。</p>

5 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 平成25年12月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成24年度末で約310万円となっており、前年度末に比し約83万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 工事請負契約の違約金については、平成24年度末で約38万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 船舶引揚の代執行に係る収入未済額については、平成24年度末で14万円となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 収入印紙類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないかった。 イ 料金欄の記載がなかった。 ウ 累計で残高価額の記載がなかった。</p> <p>(5) 土石砂利採取料の収入調定で、消費税及び地方消費税分の額を調定しておらず、歳入科目も誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 備品(テレビ)の廃棄処分に伴うリサイクル料金が資金前渡により支払われているが、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 公営住宅の未収金については、督促状、催告状による通知や、電話及び訪問を行うなど、委託管理人とも連携を図りながら、適切な債権管理に努めている。</p> <p>(2) 工事契約不履行に伴う違約金の未収金については、債務者が所在不明、生活困窮等により回収困難な状況であるが、引き続き訪問による督促を行うなど未収金の回収に努めている。</p> <p>(3) 船舶引揚の代執行に係る未収金については、定期的に未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努めている。</p> <p>(4) 和歌山県物品管理等事務規程に基づき、四半期ごとに複数の職員が現物を確認し、検印するとともに、収入印紙類使用簿に記載されているとおり、適正に管理を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>(5) 調定不足額については適正額を追加調定処理し、誤りのあった歳入科目は、適正な科目に歳入更正処理を行った。</p> <p>(6) 和歌山県財務規則第50条に基づき、適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p>

<p>(7) 旅行命令すべきところを外出承認で行った出張があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(8) 新宮港湾施設の保安警備業務について、新宮市長と協定を結び業務に要する経費の費用分担で光熱水費を支出しているが、支出科目は負担金とすべきであるので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項 廃道敷地については、平成24年度末で5件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに、処理方針を決定している箇所について、処理を進められたい。</p>	<p>(7) 和歌山県職員服務規程（昭和63年和歌山県訓令第6号）第9条第2項及び職員等の旅費に関する規則（昭和41年和歌山県規則第122号）第13条第7項に基づき、適正に事務処理を行うよう職員に周知徹底した。</p> <p>(8) 平成25年度分から適正な支出科目（負担金）で支出処理を行う。</p> <p>検討事項 廃道敷地の適正な管理を行うとともに、処理方針に基づき処理を進める。</p>
--	--

6 和歌山県立新宮高等学校

監査実施年月日 平成25年12月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 平成25年3月末の証紙受払月計表を出力せず現物枚数との確認を行った上での決裁を受けていなかったため、平成24年3月12日付け会第389号会計課長通知に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 平成25年3月27日付けで残枚数を返納していたため、末日での月計表の出力が漏れていた。改めて平成25年3月末の月計表を出力し、決裁を行った。 今後このようなことのないよう平成24年3月12日付け会第389号会計課長通知を周知徹底し、適正に事務処理を行っていく。</p>